

**【記 載 例】**

(別紙様式3)

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出活水産物証明書発行申請書

中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱に基づき、下記の輸出活水産物について、関係書類を添えて申請します。

記

1. 活水産物の詳細

- ① 一般名及び学名 ホタテ貝 (Giant ezo scallop、Mizuhopecten yessoensis)
- ② 生産地域 北海道 (Hokkaido, Japan)
- ③ 生産分類
  - 養殖
    - 養殖場の名称
    - 住所
    - 登録番号
  - 天然 (※小型機船底びき網漁業(地まき漁業)で採捕したホタテ貝は、「天然」欄に記入)
    - 漁獲地域 オホーツク海 (Okhotsk Sea)
    - 漁船名及び漁船番号 第〇〇丸 HK-〇〇〇〇 (Dai〇〇Maru HK-〇〇〇〇)
- ④ 輸送方法、船名、フライト情報等 STAR V.0001 / JAL1000
- ⑤ コンテナ番号 ABCD12345
- ⑥ シール番号 AE1234
- ⑦ 輸出者名及び住所 ○○○ ○○○○○1-1(○○○ ○○○○○1-1)
- ⑧ 輸入者名及び住所 ●●● ●●●●●2-2
- ⑨ 数量及び重量 ●●●C/S, ●●●kg
- ⑩ 生産日 2020/8/1
- ⑪ 輸出地 千歳 日本 (Chitose, Japan)
- ⑫ 輸入地 深圳 中国 (Shenzhen, China )

## 2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- (5) 当該貨物は別添2に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること
- (6) 日本国内の法令を遵守して生産等されたものであること
- (7) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること
  - ① 当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来であること
  - ② 当該産品に対し、日本において食用水産物への使用が承認された薬品以外の薬品は使用されていないこと
  - ③ 当該産品は日本の主管当局の監督の下検疫検査され、中国で規定されているいかなる有毒有害物質も検出されていないこと
  - ④ 当該産品は輸出検査時に伝染病に伴う目に見える病変がない及び／又は異常行動が見られないこと
  - ⑤ 当該産品は人の食用に適すること

### （申請書の記載に関する注意事項）

1. 記入は日本語、英語併記によること
2. 「一般名及び学名」において、「一般名」については商品名や当該水産物の内容が分かる一般的な名称を、「学名」については当該水産物の学名を記載すること
3. 「⑤コンテナ番号」及び「⑥シール番号」については、航空便の場合、「⑤コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状（AWB）番号を記載し、「⑥シール番号」の欄には\*\*\*と記載すること。